

山口県報

平成28年
5月17日
(火曜日)

目次

- 告示
道路の位置の指定(建築指導課)
- 教委公告
一般競争入札の実施



山口県告示第百五十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十八年五月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市清瀬町三丁目四〇四の一及び四〇四の一他先	四・〇	三四・一	平成二八、二

公 告

一般競争入札の実施

次とおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十八年五月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の借入れ

(一) 物品等の名称及び数量

図書館ネットワークシステム 一式

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 使用期間

平成二十九年二月一日から平成三十四年一月三十一日までの間

(四) 使用場所

契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第百十六号。以下「政令」という。)第百六十七条の四第一項各号のいずれかに規定する者でないこと。

(二) 政令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十七年山口県告示第百二十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十八年山口県告示第二十八号)に基づく資

格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

(五) 平成二十八年五月十七日から同年六月二十九日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(六) 平成二十五年四月一日から平成二十八年五月十七日までの間に、国又は地方公共団体（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人を含む。）に一に掲げる物品等又はこれに類似する物品等を納入した実績を有していること。

(七) 山口県図書館情報ネットワークシステム更新業務総合評価審査委員会の委員が所属する法人でないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市後河原一五〇番地の一 山口県立山口図書館

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県立山口図書館において交付する。

五 入札の方法

この入札は、政令第六百六十七条の十の二第三項に規定する総合評価一般競争入札より行うので、入札者は、入札書に提案書、提案見積書その他の入札説明書に定める書類を添えて提出すること。

六 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額（以下「入札金額」という。）を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県立山口図書館

(三) 受領期限

平成二十八年六月二十八日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、平成二十八年六月二十九日午後二時）

七 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

(二) 日時

山口市後河原一五〇番地の一 山口県立山口図書館第一研修室
平成二十八年六月二十九日午後二時

八 入札保証金

免除する。

九 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印（署名を慣習とする外国人にあつては、自署）のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

十 落札者決定基準

(一) 総合評価基準

落札者の決定は、価格及びシステムの機能に関する提案を総合的に評価することにより行う。

(二) 審査基準

1 価格に関する提案の評価

提案見積書に記載された価格について、入札説明書で定めるところにより評価点を求める。

2 システムの機能に関する提案の評価

提案書に記載された全体計画及び技術的能力、システムの要件、システムの機能並びにシステムの保守管理に関する事項について、入札説明書で定めるところにより、それぞれ評価点を求める。なお、全体計画及び技術的能力、システムの要件、システムの機能並びにシステムの保守管理に係る評価点を求める際の評価項目及び基準は、別表第一のとおりとする。

3 配点

価格評価（価格に関する提案の評価をいう。以下同じ。）及び機能評価（システムの機能に関する提案の評価をいう。以下同じ。）の配点については、次のとおりとする。

(1) 価格評価 千点
機能評価

(2) 全体計画及び技術的能力 百点

システムの要件 百点

システムの機能 七百分

システムの保守管理 百点

4 適否判定

山口県図書館情報ネットワークシステム更新業務総合評価審査委員会において入札者の提案の内容について適否の判定を行う。なお、入札者の提案の内容に係る適否の判定の項目及び基準は、別表第二のとおりとする。

十一 落札者の決定方法

(一) 山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最も高い合計評価点(価格評価及び機能評価に係る評価点の合計をいう。以下同じ。)を得て、有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、十(二)の4の適否判定において提案の内容について否とされた場合には、落札者とししない。

(二) 落札となるべき最も高い合計評価点を得て入札した者が二人以上あるときは、機能評価に係る評価点が高い者を落札者とする。この場合において、機能評価に係る評価点が高点であるときは、入札金額が最も低い者を落札者とし、当該者が二人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

十二 その他

(一) 契約担当者

山口県立山口図書館長 吉岡 尚志

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成二十八年六月三日午後五時十五分までに山口県立山口図書館に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成二十八年六月八日までに発送する。

1 入札参加資格確認申請書

2 納税証明書(外国法人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官書が証明した同様の書類)

3 一に掲げる物品等又はこれに類似する物品等を納入した実績について記載した書面

(五) 契約保証金

免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成二十八年五月二十五日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三―三九六〇)に申請書を提出すること。

(注) 詳細については、山口県立山口図書館(電話〇八三一九二四―二二二二)に問い合わせる。

十三 Summary

- (1) Branch office in charge of the contract: Yamaguchi Prefectural Library
- (2) Nature and quantity of the products to be leased: A set of Network System of Library
- (3) Use term: From February 1, 2017 to January 31, 2022
- (4) Use place: The place designated by person in charge of the contract
- (5) Section in charge of procurement and contact point for the notice: Yamaguchi Prefectural Library (TEL 083-924-2111)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., June 28, 2016 (In case of bringing a tender: 2:00 P.M., June 29, 2016)

別表第一

評価の項目	評 価 の 基 準
提案の趣旨	図書館ネットワークシステムの再構築及び借入れに至る背景や課題を十分に理解し、再構築及び借入れの目的並びにシステムの保守及び管理についての提案の趣旨が明確に記述されていること。
計画の策定	1 計画の内容について、仕様書の内容を満たす提案であること。 2 適正かつ効率的な作業の日程が提案されていること。ことができない設計を開始する時からシステムを安定的に稼働させること。できる時までの工程の考え方や日程が明確に記入されていること。
進捗管理	進捗管理に対する考え方やその実施の手法について、明確に提案されていること。
実現の方式	1 仕様書に定める機能、仕様等を実現する方式について、具体的に提案されていること。 2 提案している方式の優れている点について明確に記述されていること。 3 提案する図書館ネットワークシステムについて、山口県立山口図書館と同等の規模の図書館における利用の実績が記述されていること。
品質保証	仕様書に定める機能、仕様等に係る品質の定義及び管理について、責任体制を含めて具体的に提案されていること。
技術的能力	システムを設計し、及び構築する時からシステムを安定的に稼働させることのできるまでの間に業務に従事する者(各工程において、本業務に50パーセント以上従事することが見込まれる者に限る。)の所属部署、役職、資格、経歴、実績及び担当業務が記述されていること。 1 国際標準化機構が定めるISO9001等の認証の取得について記述されていること。 2 セキュリティ及び個人情報保護に関する認証の取得について記述されていること。 3 都道府県立図書館から委託を受けてシステムの構築に関する業務を

用 検 索 等 サ ー ビ ス シ ス テ ム	機能	能	
		シ ス テ ム	シ ス テ ム
館内サービス	提案するシステムにより実現される機能が一覧で示され、かつ、仕様書に定める次の区分に区別して明確に記述されていること。 (1) 仕様書において実現することが必要な場合には、その旨及び当該機能を代替する運用方法等) (2) 仕様書に定める機能以外の機能で提案するシステムにより実現される機能	提案するシステムにより実現される機能が一覧で示され、かつ、仕様書に定める次の区分に区別して明確に記述されていること。 (1) 仕様書において実現することが必要な場合には、その旨及び当該機能を代替する運用方法等) (2) 仕様書に定める機能以外の機能で提案するシステムにより実現される機能	提案するシステムにより実現される機能が一覧で示され、かつ、仕様書に定める次の区分に区別して明確に記述されていること。 (1) 仕様書において実現することが必要な場合には、その旨及び当該機能を代替する運用方法等) (2) 仕様書に定める機能以外の機能で提案するシステムにより実現される機能
ウェブサービス	1 提案するシステムにより実現される機能が一覧で示され、かつ、仕様書に定める次の区分に区別して明確に記述されていること。 (1) 仕様書において実現することが必要な場合には、その旨及び当該機能を代替する運用方法等) (2) 仕様書において実現することが必要な場合には、その旨及び当該機能を代替する運用方法等) (3) 仕様書に定める機能以外の機能で提案するシステムにより実現される機能	1 市町立図書館支援システムに関して、全体の枠組み、基本的な考え方や市長が明瞭かつ簡潔に記述されていること 2 提案するシステムに記述されている名称、選定した理由及び特長が明示されていること 3 提案するシステムにより実現される機能が一覧で示され、かつ、仕様書に定める次の区分に区別して明確に記述されていること。 (1) 仕様書において実現することが必要な場合には、その旨及び当該機能を代替する運用方法等) (2) 仕様書に定める機能以外の機能で提案するシステムにより実現される機能	1 市町立図書館支援システムに関して、全体の枠組み、基本的な考え方や市長が明瞭かつ簡潔に記述されていること 2 提案するシステムに記述されている名称、選定した理由及び特長が明示されていること 3 提案するシステムにより実現される機能が一覧で示され、かつ、仕様書に定める次の区分に区別して明確に記述されていること。 (1) 仕様書において実現することが必要な場合には、その旨及び当該機能を代替する運用方法等) (2) 仕様書に定める機能以外の機能で提案するシステムにより実現される機能
システム	提案するシステムにより実現される機能が一覧で示され、かつ、仕様書に定める次の区分に区別して明確に記述されていること。 (1) 仕様書において実現することが必要な場合には、その旨及び当該機能を代替する運用方法等) (2) 仕様書に定める機能以外の機能で提案するシステムにより実現される機能	提案するシステムにより実現される機能が一覧で示され、かつ、仕様書に定める次の区分に区別して明確に記述されていること。 (1) 仕様書において実現することが必要な場合には、その旨及び当該機能を代替する運用方法等) (2) 仕様書に定める機能以外の機能で提案するシステムにより実現される機能	提案するシステムにより実現される機能が一覧で示され、かつ、仕様書に定める次の区分に区別して明確に記述されていること。 (1) 仕様書において実現することが必要な場合には、その旨及び当該機能を代替する運用方法等) (2) 仕様書に定める機能以外の機能で提案するシステムにより実現される機能
システムの運用	図書館ネットワークシステムの運用に関して、基本方針、計画、特色、実施内容等が具体的に記述されていること。	図書館ネットワークシステムの運用に関して、基本方針、計画、特色、実施内容等が具体的に記述されていること。	図書館ネットワークシステムの運用に関して、基本方針、計画、特色、実施内容等が具体的に記述されていること。
システムの保守	図書館ネットワークシステムの保守に関して、基本方針、計画、特色、実施内容等が具体的に記述されていること。	図書館ネットワークシステムの保守に関して、基本方針、計画、特色、実施内容等が具体的に記述されていること。	図書館ネットワークシステムの保守に関して、基本方針、計画、特色、実施内容等が具体的に記述されていること。
システムの保守後の対応	借入期間の満了後の対応	借入期間の満了後の対応	借入期間の満了後の対応

理 理 其他の提案 保守管理に関して仕様で定めるもの以外の提案がある場合には、その内容及び留意工夫した点について具体的に記述されていること。

別表第二

判定の項目	判 定 の 基 準
形式及び装丁	提出を求めた書類が、すべて指示どおりそろっているかどうか。
仕様書との合致	提案の内容が仕様書に合致するものであるかどうか。
実施の実現性	契約の目的を果たすための実施体制がどうか。 性が高いと判断されるものであるかどうか。
所要経費	所要経費が予定価格の範囲内であり、全体として経費の節減について配慮されていると判断されるものかどうか。
業務遂行能力	提出された資料から、提案者が当該業務を最後まで遂行する能力を有すると判断されるものかどうか。
明瞭性	全体として提案の趣旨をよく理解することができるものであるかどうか。
提案性	全体として提案の内容に価値があると判断されるものであるかどうか。

平成二十八年五月十七日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁